

日本社会教育学会倫理委員会規程

(名称)

第1条 本委員会は「日本社会教育学会倫理宣言」に基づき設置されるものであり、名称を日本社会教育学会倫理委員会とする。

(目的)

第2条 本委員会は、本学会員の研究・教育・学会活動における不正な研究や差別・ハラスメントの防止に努めるとともに、倫理宣言に抵触する会員の行為に対する処分を答申するために設定するものである。

(組織構成)

第3条 本委員会は、次の各項にあたる 7 名の委員をもって構成する。

- (1) 本学会常任理事会から選出された理事 2 名
- (2) 本学会会長が提案し常任理事会の承認を経た全国理事 2 名
- (3) 本学会会長が提案し常任理事会の承認を経た理事以外の会員 3 名

2 委員 7 名には原則として男女とも 3 名以上の委員が含まれるようにするとともに、年齢、社会的地位、エスニシティ、セクシュアリティなどのバランスに配慮するものとする。

(運用)

第4条 本委員会の運用は、下記のとおり行う。

- (1) 委員の互選により、委員長 1 名、副委員長 2 名を置く。
- (2) 委員の任期は、当該期の理事の任期期間と同様とする。
- (3) 委員会は、年間 2 回の定例委員会の他、必要に応じて臨時の委員会を開催する。

(役割)

第5条 本委員会は、下記の役割を果たす。

- (1) 本学会員の研究・教育・学会活動における不正な研究や差別・ハラスメントに関する学会への相談等を受け付け、「日本社会教育学会倫理宣言」に基づき対応する。相談内容は「本学会員の研究・教育・学会活動における不正な研究や差別・ハラスメントに関する」ものとし、相談者は学会員に限らない。本学会の活動や学会員の調査・教育活動等で関わりをもった方々からの相談も受け付ける。相談・対応の具体的な手続きについては別途「日本社会教育学会倫理委員会への相談に関する細則」を定める。
- (2) 寄せられた相談等の内容を検討し、必要に応じて理事会等と連携してそれらの対応にあたる。
- (3) 寄せられた相談等の検討経過および結果を常任理事会に報告し、理事会の決定を踏まえて対応する。

- (4) 差別・ハラスメントに関する相談について、初期対応としては、①面談による聴き取り、②緊急避難的措置（学会研究大会開催中の当事者分離等）が想定される。面談は複数の倫理委員・面談委員によって行う。なお、倫理委員会が行う対応には、二次被害防止のための調整・調停・環境改善を含む。
- (5) 所属機関等で差別・ハラスメントに関して処分を受けた会員に対し、二次被害防止のため、別途定める「所属機関で差別・ハラスメントに関する処分を受けた会員に対する要請」を行う。
- (6) 「日本社会教育学会倫理宣言」「所属機関で差別・ハラスメントに関する処分を受けた会員に対する要請」(HP掲載)等の内容について、手引きの作成等によりこれを広く会員に周知するとともに、不正な研究や差別・ハラスメントの撤廃・禁止に向けた意識向上・防止のための取り組みとして、学会研究大会等において定期的に研修を実施する。また、倫理問題に関する会員の意識向上にむけてアンケート調査等を実施することができる。
- (7) 「日本社会教育学会倫理宣言」「日本社会教育学会倫理委員会規程」「所属機関で差別・ハラスメントに関する処分を受けた会員に対する要請」等の内容を必要に応じて見直し、検討結果を理事会に報告する。
- (8) 本委員会の活動記録（対処例の蓄積を含む）を整備・保管するとともに、年1回、常任理事会に活動報告を行う。報告内容は、プライバシーに十分配慮したものとする。
- (9) 日本社会教育学会会員の処分に関する規程に基づいて付託された対象事案に関する審査を行う。

（専門家の助言）

第6条 委員会は、必要に応じて弁護士などの専門家（非会員を含む）から助言をあおぐことができる。

（委員の守秘義務）

第7条 委員は入手した情報に関しプライバシーを保護する義務を負う。

＜附則＞

1. 相談等は原則として書類（親展）の郵送によって受け付ける。郵送の宛名は日本社会教育学会倫理委員会委員長とする。
2. 相談にあたる委員の交通費については、学会予算から支給する。
3. 事実認定への調査等については、原則として当面行わない。ただし、日本社会教育学会会員の処分に関する規程に基づいて付託された対象事案については、常任理事会の付託により事実認定のための聴聞等を行う。

改訂 2021 年 7 月 19 日
改訂 2025 年 9 月 13 日